

### Ⅲ 国際商品協定

#### 1. 一次産品総合プログラム

国際商品協定は、1930年代の不況に直面した一次産品生産者を救済することを目的とした国家間の協定として、1930年代からも小麦、砂糖、コーヒー、すずなどについて「不況の産物」として存在していた。第二次大戦後の国際商品協定は、当初、国連経済社会理事会を中心に、一次産品市況の変動の緩和を図りながら、生産国及び消費国間の利害の調整を図るための協定として小麦、砂糖、すず、コーヒー、ココア、オリーブ油について作成された。しかし、国連貿易開発会議（UNCTAD）が常設機関化されたことにより、一次産品の主産地である開発途上国は「援助よりも貿易を」として一次産品の輸出条件を改善し、輸出所得を安定させる手段として国際商品協定の締結を強く求めるようになった。

このような動きは、特に第一次石油危機後、先進国からの輸入品価格が急騰したため、開発途上国に一次産品輸出所得の実質的な維持・改善要求として、より一層強まった。しかも、これまでこのように個別産品の協定として取り上げるのではなく、総合的アプローチとして早急な解決を図る必要性を先進国側に要求するようになった。

このような背景のもとに、1976年5月の第4回UNCTADナイロビ総会では、開発途上国（77カ国グループ、以下G77と略す。）側から提案された「一次産品総合プログラム（Integrated Programme for Commodities = IPC）」決議が種々の議論の末採択された。

この決議は、個別商品協定の緩衝在庫（Buffer Stock = BS）及び商品の研究開発など（Other Measures = OM）への融資を行う「共通基金」（Common Fund = CF）」の設立、及びG77が特に関心を有する個別産品18品目に関する商品協定の締結について、今後の検討ないしは交渉のスケジュールを定めたものでその概要は次のようになっている。

##### a. 対象品目（18品目）

バナナ、ボーキサイト、ココア、コーヒー、銅、綿花及び綿糸、硬質繊維、鉄鉱石、ジュート、マンガン、食肉、憐鉄石、天然ゴム、砂糖、茶（紅茶）、熱帯木材、すず、植物油（含油糧種子）

##### b. タイム・テーブル及びとられるべき措置

イ. 1977年3月までに共通基金に関する交渉会議を開催する。

ロ. 個別産品予備協議及び交渉会議をできるだけ早期に開催し、1978年末までに終了する。（1980年末までに延長され、同年9月に発催されるUNCTAD一次産品委員会に引継がれることになっている。）

ハ. 個別商品協定には、国際緩衝在庫取極、緩衝在庫介入価格帯の設置とその定期的見直し、輸出統制と多国間長期契約、商品市況に関する情報及び協議、輸出所得補償融資制度などの措置を単独または組合わせて採用する。

この結果、戦前からの歴史を持つ砂糖については比較的早く「1977年国際砂糖協定」として1978年1月1日から発効し、ASEAN諸国の重要関心品目である天然ゴムについても1979年10月に協定交渉が妥結し、1980年10月より発効する予定である。その他の品目について何らかの交渉が行われているが、決定的な進展を見ていないのが現状である。なお、「ココア協定」については、既存の第二次ココア協定が1980年3月をもって終了したが、なお新規協定への努力が続けられている。

一方、共通基金については、本年6月に協定が成立した。以下、共通基金及び現存の商品協定についてその概要を紹介する。

#### 2. 共通基金（Common Fund）

第4回UNCTAD総会以降4年越しで交渉されていた一次産品共通基金は本年6月5日からの第4回交渉会議において合意が成立し、6月28日の本会議において最終議定書が採択された。議定書は本年10月1日以降署名のために各国に開放されることとなつたが発効に要する加盟国数は90カ国などの発効要件が定められており、発効までにはなお時間を要するものとみられている。

共通基金は加盟国の出資金によることを前提としており、163カ国の加盟が望まれている。基金の規模は7.5億

ドルであり、うち4億ドルがB Sへの融資分である第一の窓、3.5億ドルが研究開発等への融資として第二の窓となつている。資金としては加盟各国が100万ドルを義務的に均等拠出し、うち0.7億ドルは第二の窓に振り向けられる。第一の窓の基金の残りの部分は開発途上国のG77、10.4%、日本を含めたBグループ、70.4%、共産圏のDグループ、12.7%、中国、4.9%、その他、1.1%の配分で各グループの責任において義務拠出される。我が国の出資金額は、均等拠出分を含めて33.67百万ドルであり、米国(73.85百万ドル)に次ぐものである。一方、第二の窓の残り2.8億ドルについては、各国の任意拠出とされており我が国が27百万ドルと加盟国中最大の金額を表明しているなど、本年6月までに総計2.15億ドルの拠出表一明がなされている。

第一の窓の目的は、個別の国際商品協定(ICA)が一次産品価格の安定を図るために行う緩衝在庫操作(市況低落時に買い上げて在庫保管し、市況高騰時に放出することにより商品価格を一定の価格内で安定させようとするもの)のための資金を融資するものである。また、これによつて緩衝在庫操作を含む商品協定の締結を容易にし、促進することも狙いとしている。ICAは共通基金と提携協定を結ぶことにより、緩衝在庫操作に必要な最大資金量の1/3を現金で共通基金に預託し、ICA加盟国が残りの2/3について政府保証すれば、最大資金量相当分を借りることができることとなつている。

しかし、既存の商品協定が少ないこと、金利等の融資条件と自己調達能力の兼ね合い等共通基金を利用する商品協定が機能するにはかなりの日時を要するものとみられる。

一方、第二の窓は、緩衝在庫以外の操作で一次産品の研究開発、生産性改善、市場開拓のための資金を国際商品協定等の国際的な一次産品機関に対しローン又はグラントにより供与するものである。最近の商品協定についての予備協議などにおいてはむしろ第二の窓を利用する方が、価格帯をめぐる産消国間の紛糾を避け協定締結への現実的なアプローチであるとの方向が出ている。

### 3. 国際天然ゴム協定(1980.10.1~1989.30)

天然ゴムの価格及び供給の安定を図るための国際的な方策については種々に検討が行われて来たが第一次石油危機以前には大きな進展はみられなかつた。その後、天然ゴムが一次産品総合計画の品目に含まれたことを契機に急速に協議が進展し、1979年10月6日に協定が採択された。この協定は一次産品総合計画の下で新規に作成された商品協定として最初のものであり、共通基金との相互提携の可能性についての規定を掲げている。また、価格安定の手段として緩衝在庫のみを用いるという点においても最初の商品協定である。

我が国としてもこの協定が世界の天然ゴム生産の8割以上を占めるマレーシア、インドネシア、タイ等のASEAN諸国との友好関係維持及び増進に大きく貢献するものとして積極的に取組んで来た経緯があり、第91回国会において承認され、本年6月6日に署名された。本協定は本年10月1日に発効の見込みであるが発効の条件が貿易シェアの総計80%以上とされており、米国(24.756%)の批准が遅れることが心配されている。

この協定においては、国際的な緩衝在庫を価格安定のための唯一の手段として設置することとなつており、その規模は通常は40万トンとし、緊急時には15万トンの積増しを行う。その費用は加盟輸出国及び輸入国が平等に負担し、各加盟国は自国の貿易比率を基礎として算定した額を現金で(緊急用の場合は政府保証又は政府約束の提供であつてもよい)緩衝在庫勘定に拠出する。

緩衝在庫の運用の基準とする価格については、基準価格を協定採択時における過去3年間の平均価格を勘案して当初210マレーシア=シンガポール・セント/キロと定め、この上下15%に在庫の運用開始点となる介入価格を、上下20%に在庫の運用によつて守るべき介入義務価格が設定されている。基準価格については理事会が18ヵ月ごとに定期的検討を行うほか、在庫が純量で10万トン変化するごとに検討される。基準価格の変動に伴う介入義務価格についてはその限界として下方指示価格及び上方指示価格が設定され、当初は150マレーシア=シンガポール・セント/キロ及び270マレーシア=シンガポール・セントとされている。これについては原則として30ヵ月を経過した時点で検討され、また、改定され得る。

我が国の1976年から1978年までの純輸入量の比率は10.78%であり、米国につぐ比率を占めている。

#### 4. 国際砂糖協定 (1978. 1. 1 ~ 1982. 12. 31)

戦後の国際砂糖協定は、輸出割当及び価格帯を柱として砂糖価格の安定を図ることを内容とした「1953年協定」に始まり、61年から68年までの中断はあったものの、77年までは同様な内容の協定が継続されて来た。「1973年協定」が切れる77年の交渉に当たっては、特別在庫融資基金関連条項が新たに合意され、78年1月1日から発効している。

この協定による操作の基準となる価格帯は11~21セント/ポンド(243~463ドル/トン)とされており、毎年見直され、必要な場合には調整されるほか国際経済情勢又は国際通貨制度に重大な変化が生じた場合にも調整することができる。

協定の価格操作メカニズムとしての輸出割当は、理事会が各年における自由市場の輸入必要量を非加盟国からの輸出見込量等を勘案の上、加盟輸出国の基準輸出トン数に比例した配分を行う。輸出割当は市況が1ポンド当たり15セントを上回る場合には停止され、14セントを下回る場合に導入される。さらに市況の低下に伴い割当量が削減されるが、基準輸出トン数の81.5%を下回ることはないこととされている。

また、加盟輸出国は全体で250万トンの特別在庫を輸出割当実施中にその基準輸出トン数に応じて保有することになっており、その費用を自由市場において取引される砂糖からの拠金(1ポンド当たり0.28セント、トン当たり6.20ドル)による特別在庫融資基金から借りることができる。特別在庫は市況が1ポンド当たり19セントを上回る場合に段階的に放出される。なお、現在の市況は価格帯の上限を超えていることもあつて拠金は50セント/トンとして80年7月1日より徴収されることとなつた。

さらに、協定加盟国は非加盟国からの輸入を市況に応じて規制することが義務づけられている。市況が価格帯にあるときは過去の一定期間における平均輸入量の75%に制限し、11セントを下回っている場合には55%に制限する。市況が21セントを上回る場合、もしくは市況が落ちて19セントを割らない間は規制は適用しないこととなつており、1968年協定の締約国であつて本協定の締約国となることができない国(台湾など)からの輸入は、過去の一定期間における平均輸入量の100%が認められている。

#### 5. 国際小麦協定 (1979. 7. 1 ~ 1981. 6. 30)

1933年に締結された協定は米国における小麦価格の暴落に端を発した農業恐慌に対処するためのものであり、小麦の作付制限を伴う輸出割当を中心としたものであつた。戦後最初の協定は1949年に成立したが1962年協定までの協定が貿易面のみを対象としていたのに対し、ケネディ・ラウンドの一環として1967年に締結された「国際穀物協定」以降は開発途上国に対する食糧援助を対象とすることとなつた。しかし、この「国際穀物協定」は、1971年の改訂交渉に際し、主として小麦の価格帯についての合意が得られなかつたことにより、需給及び価格の安定メカニズムについての経済条項を抜きにした貿易規約と食糧援助規約から成る「1971年の国際小麦協定」を成立させるにとどまつた。現在の協定はこの協定を5次にわたつて延長したものである。

「1967年協定」には、価格帯内で輸入国は一定比率の輸入を約束し、輸出国は最高価格での供給保証を約束する経済条項があつたが、前述の如く現行協定では管理機構としての国際小麦理事会(IWC)の存続、小麦貿易に関する情報・資料の収集、世界の小麦事情の年次検討、新協定の検討を主たる内容としている。また、開発途上国に対する食糧援助規約として、締約国は小麦、粗粒穀物又は米及びこれらの加工品、またはこれらに代る現金拠出による援助を規定する年間最小限度が定められている。その締約国及び拠出量は次のとおりである。

(単位 千トン)

米国	4,470	EC	1,650	カナダ	600	豪州	400	日本	300	スウェーデン	40
アルゼンチン	35	ノルウェー	30	スイス	27	フィンランド	20				
オーストリア	20	計11カ国	7,592千トン								

新協定についての交渉は1978年以降行われているが、備蓄の規模、備蓄開始点を定める価格水準及び開発途上国に対する備蓄融資などをめぐつて、輸出国(米、加、蒙、亜)と輸入国、あるいは先進国と開発途上国との間の対立から交渉が進展を見ていない現状である。

## 6. 第5次国際すず協定 (1976. 7. 1 ~ 1981. 6. 30)

国際すず協定は1956年発効の第1次協定以来、需給及び価格安定措置として緩衝在庫及び輸出割当を併用して来た。

緩衝在庫の資金については第4次協定までは加盟生産国のみ義務的供与が課せられていたが、現行の第5次協定においては生産国が義務的に供与する2万トン相当分(すず地金もしくは現金、またはその双方の組合せによる)と消費国が任意に行う日額量2万トンの追加供与分から構成されている。消費国の任意抛却は、我が国が70億円を限度とする抛却約束を行うなど8カ国が供与を約束しており、その量は8千トン相当となつている。また、緩衝在庫に保有されているすずの倉荷証券を担保に資金を借り入れることができる。

この協定の価格安定措置の基準としては、最高及び最低価格が設置され、さらにその間を三つの価格帯に区分している。価格帯は理事会が生産及び消費の推移から見た市況の妥当性等を考慮して決定する。三つの価格帯のうち上限価格帯においては理事会が任命した緩衝在庫管理官がその裁量において現物の売却ができ、下限価格帯においては現物の買入れができる。一方、中間価格帯においては理事会の指示がない限り在庫操作はなし得ない。

理事会は、すず地金の価格が最低価格と最高価格との間に維持されるように、輸出することのできるすずの数量を臨時決定し及び統制期間を宣言することができる。この輸出統制はその期間の当初に最小限度量として1万トンのすず地金が緩衝在庫に保有される見込みがある場合に限られている。統制は原則として四半期を単位として行われ、総輸出許可トン数は各生産国の百分率に比例して割り当て、各加盟生産国ごとに輸出許可トン数が決定される。

すずの国際的在庫について大きい影響を与えるものとして米国の戦略備蓄在庫があり、1979年には約20万トンに達していた。その放出について協定では非商業的在庫のすずの処分として十分な予告期間を置いて、その処分計画を理事会と協議することとされている。

現行協定は1981年6月で有効期限を終了するため、本年に入つて交渉会議が開催された。そのなかで最も対立を招いているのは、米国が主張する輸出統制の全面撤廃と緩衝在庫規模の大幅拡大である。米国は輸出統制が国際カルテルにつながるものとしてその全面撤廃を要求し、価格安定を緩衝在庫を7万トンに拡大することにより得ることを求めており、特に、戦略備蓄在庫の放出を厳しく規制すると共に輸出統制の存続を主張する生産国側との懸隔は著しいものがある。一方、緩衝在庫の産消費義務抛却についてはほぼ合意が得られているが、我が国にとつて負担額の上限確定が大きな問題として残されている。

## 7. 国際コーヒー協定 (1976. 10. 1 ~ 1982. 9. 30)

国際コーヒー協定は伝統的に価格安定の手段として輸出割当制度を採用している。すなわち、各加盟輸出国に対し、加盟輸入国のコーヒー需要に見合った輸出割当を課し、理事会の定める指標価格の動き及び市場の状況に応じて割当量を調整する。一方、各加盟輸入国は輸出割当が実施されている場合、非加盟国からの輸入数量を一定限度に制限する等の義務を課されている。このような統制された輸出入量を的確に把握するために原産地証明書、コーヒー輸出証紙制度が併用されている。

加盟輸入国は輸出割当が実施されている場合 a 有効な原産地証明書が添付されていない加盟国からの輸入を禁止し、 b 非加盟国からの輸入量を一定限度に制限し、 c 再輸出する場合には再輸出証明書を添付することが義務付けられる。輸出割当が実施されていない場合には、輸出入に関する情報の正確な把握のために最大限の協力を行うことになつている。

輸出割当実施のための価格帯は理事会が設定することとなつているが、1975年のブラジル霜害以降市況は高騰しており輸出割当が実施されたことはない。このため生産国側は現行協定の輸出割当導入メカニズムの変更を主張している。

本協定においては、コーヒーの消費を振興するため輸出課徴金による基金が設置されており、日本における振興事業にも支出されている。

## 8．国際ココア協定（1976．10．1～1980．3．31）

国際ココア協定は1972年に採択され、1976年の第2次協定へ引継がれていたが、1979年の改訂に際して価格帯をめぐって生産国と消費国間の合意が得られず、6ヵ月の延長後失効した。1976年協定においては、価格安定メカニズムとして輸出割当及び25万トンを限度とした輸出割当削減分の買入れによる緩衝在庫を採用していた。緩衝在庫の資金としては、輸出加盟国が輸出の際に徴する1ポンド当たり1セントの拠金を充てることとされていた。しかし、協定発効以来緩衝在庫を保有したことはなく、協定失効時には約2億ドルが積立てられる結果となった。

協定としては清算段階に入り、拠金を徴した輸出国へ還元されることとなっていたが、協定維持の働きかけもありさらに新協定への協議が続けられている。

## 9．その他の品目についての協議

我が国が強い関心を持ち、国際的にも精力的に協議されている品目として銅及び熱帯木材があげられる。

銅については1976年9月以来10数回にわたる協議が行われて来たがその中心となつたのは緩衝在庫の規模である。米国は輸出統制などの手段に頼らない方式として100万トンの緩衝在庫を提案した。しかし、我が国を始めとする情報交換機関としての推進論、一部諸国の生産調整論などに意見が別かれ会議は行き詰つた。その打開策として、情報交換を第一段階とし、緩衝在庫、供給管理へ段階的に発展させるサーマン議長提案が本年に入つて審議された。この提案については生産国側が強く支持したが、緩衝在庫の効果をめぐる議論から本提案も今後の討議のベースとなり得なかつた。

熱帯木材をめぐる議論も当初はアフリカ諸国を中心として緩衝在庫が主張されたが、その効果に対する疑問から研究開発、市場開拓を中心とする協定を作り上げる方向にある。このため、造林と森林管理、加工度向上、研究開発、情報の交換による価格警報システムなど共通基金の第二の窓を利用する協定作りが協議途上にある。

緩衝在庫及び輸出統制などの価格メカニズムよりも研究開発などの市場開拓を目指すものとして、硬質繊維、ジュート、綿花、植物油（含油糧種子）などがあげられる。

一方、鉄鉱石、マンガン、りん鉱石、ボーキサイト、バナナなどについては市場が長期契約を中心に行われていることまたは、供給国が少数国に限定されていることなどにより、協議が全く進展せず、むしろ協定が不要とさえみられている。

なお、食肉については東京ラウンドにおいて市場の把握と協議メカニズムを規定した「国際食肉取極」が成立し、その推移を見守る方向にある。

また、茶（紅茶）については、輸出割当を中心とし緩衝在庫を加味する提案が出されているが、さらに検討されることとなっている。

（関税局国際第一課）